

住民票・戸籍謄本などの第三者交付に係る本人通知制度のお知らせ

この制度は、住民票の写しなどの不正請求を抑制し、不正取得を早期発見するため、代理人や第三者からの請求に基づき、住民票の写し（本籍入）や戸籍謄本などを交付したとき、本人へ通知する制度です。

通知を希望する方は無料で登録できます。

対象 市の住民基本台帳や戸籍に記録されている方など

登録方法 申請書（市民課（総合窓口）

または各総合支所市民課で配布。市ホームページからもダウンロード可）

に必要事項を記入の上、本人確認ができるものを持参し、市民課（総合窓口）

または各総合支所市民課へ ※詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市民課戸籍係（内線2669）

／各総合支所市民課（菖蒲・内線125／栗橋・内線213／鷲宮・内線121）

平成23年度の住民基本台帳

閲覧状況を公表します

住民基本台帳の閲覧は、ダイレクトメールなどの営利を目的とした閲覧は禁止されていますが、公的機関による世論調査対象者の抽出など公共的・公益的な目的に限り実施しています。

詳しい内容は市ホームページでご覧になれます。

問合せ 市民課（総合窓口）市民係（内線2662）

区分	件数	内訳
住民基本台帳法第11条第1項に基づく閲覧（国または地方公共団体の機関による閲覧）	1	国によるもの（1件） 国または地方公共団体の機関が委託者となっているもの（8件）
住民基本台帳法第11条の2第1項に基づく閲覧（統計調査、世論調査、学術調査研究などで公益性が高いと認められるもの）	18	大学等の学術調査研究機関が委託者となっているもの（1件） 総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められる団体が委託者となっているもの（9件）

お気軽にご相談ください

女性の悩み相談

市では「女性の悩み（カウンセリング）相談」を毎月2回開催しています。（要予約／23ページの無料相談参照）

問合せ 人権推進課男女共同参画係（内線2322）

悩み相談やカウンセリングと聞くと「なんだか敷居が高いわ」「ささいな問題だから相談するほどじゃないわ」という方も多いと思います。

問題の一つです。一人で抱え込まずに、解決方法やこの先の人生と一緒に探していきましょう。

心身の健康の悩みや生活の中で出てきた問題、家族や職場での人間関係、暴力や離婚といった夫婦の問題など、女性を取り巻く悩みは数多くあります。

悩みの解決に相談を利用するのは…という方へ

たとえささいな悩みや問題でも、あなた自身にとって大切なことでしたら、ぜひご利用を検討してください。

もちろん、家族や周りの方の力を借りて問題や悩みを解決するという方法もあります。しかし、私たちの日常にはさまざまなしがらみや役割があります。ときに「女性・娘・妻・母親」といった立場や「職場やご近所での役まわり」といった役割やしがらみが、ご自身を苦しめることはありませんか。

暴力の問題もご相談ください
パートナーからの暴力（①身体的暴力・殴る・蹴る・物を投げるなど ②心理的暴力・けなす・ののしるなどの暴言、生活費を渡さない、友人との交際を禁止するなど ③性的暴力・避妊に協力しないなど）にお悩みの方もいるかと思えます。本来なら安心して一緒にいられるはずのパートナーからの暴力は、「自分が悪い」という自責感や「もう一生このままだ」といった絶望感や無力感につながったり、「私がおかしいのかしら」と混乱を招いたりします。

あなた自身のために
悩みが人それぞれ違うように、解決方法も人それぞれです。だからこそ、あなた自身にとっての解決方法を一緒に考えていきたいと思えます。

しかし、たとえ家庭内であろうと暴力は決して許されるものではなく、それはDVといわれる社会的にも大きな

「あなた自身が自分自身に戻るための場所」としてご利用ください。相談室でお待ちしています。
（カウンセラー 望月由紀子）
※秘密は厳守します。